

## 後見支援預金特別約定

令和2年2月10日改正

令和2年4月 1日適用

後見支援預金は「普通預金規定」、「普通預金規定（無利息型）」（以下これらを「規定」といいます。）の定めに加え、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）の定めにより取扱います。

### 1.（利用対象者）

家庭裁判所より後見支援預金に関する「指示書（契約締結）」の交付を受けた方。

### 2.（取扱店の限定）

口座取扱店のみを窓口として取扱いします。

### 3.（取引の方法）

全ての取引（追加預入を除く）は、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。

### 4.（口座振替）

各種料金等の口座振替はできません。

### 5.（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

### 6.（ATM利用）

ATMの利用はできません。窓口での取扱いに限定します。

### 7.（死亡時等の取扱い）

成年被後見人の死亡、あるいは未成年被後見人が成年に達した場合等の法定後見制度の適用外となった場合は、後見支援預金の解約要件となりますので、家庭裁判所の発行する「指示書」によらずに相続手続あるいは口座解約手続等が必要となります。

### 8.（適用条項）

- (1) この特約に定めがない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) この特約と規定が抵触する場合には、この特約が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合には、当金庫と協議のうえ決定します。

9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。